



佐賀県公報

平成18年
10月25日
(水曜日)
第 12823号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (六四一・長寿社会課) 一
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (六四二・") 一
- 平成十八年度地籍調査事業計画 (六四三・土地対策課) 一
- 農地保有合理化事業規程の変更承認 (農 産 課) 二
- 三瀬地区詰ノ瀬換地区換地計画 (農地整備課) 二
- 休場地区換地計画決定 (") 二
- 換地処分 (") 二
- 公印の登録 (総務法制課) 二
- 平成十八年度警備員検定の実施 (公 告) 三

公安委員会事項

○ 告 示

●佐賀県告示第六百四十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十八年十月二十五日

佐賀県知事 古 川 康

一 指定年月日 平成十八年十月十一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 有限会社ハートランド

所在地 唐津市船宮二千五百八十八番地三

三 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 介護付有料老人ホーム桜

所在地 唐津市船宮二千五百八十七番地十三

サービスの種類 特定施設入居者生活介護

●佐賀県告示第六百四十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十八年十月二十五日

佐賀県知事 古 川 康

一 指定年月日 平成十八年十月十一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 有限会社ハートランド

所在地 唐津市船宮二千五百八十八番地三

三 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 介護付有料老人ホーム桜

所在地 唐津市船宮二千五百八十七番地十三

サービスの種類 介護予防特定施設入居者生活介護

●佐賀県告示第六百四十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、平成十八年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成十八年十月二十五日

佐賀県知事 古 川 康

一 調査を行う者の名称

伊万里市

二 調査地域

伊万里市南波多町高瀬

三 調査票

平成十八年十月二十五日から平成十九年三月三十日まで

○ 公 告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第5項の規定により公告する。

平成18年10月25日

佐賀県知事 古 川 康

農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所 神埼郡農業協同組合 神崎市神崎町鶴3456 番地5	事業規程の変更承認に係る農地保有合理化事業の種類 農地売買等事業（法第4条第2項第1号に規定する事業をいう。）	事業規程の変更内容 事業実施区域名の 変更	変更の承認年月日 平成18年10月12日
---	--	-----------------------------	-------------------------

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備）三瀬地区詰ノ瀬換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年10月25日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（中山間地域総合整備）三瀬地区詰ノ瀬換地区の換地計画書の写し

- 2 縦覧の期間

平成18年10月26日から平成18年11月24日まで

3 縦覧の場所

佐賀市役所

唐津市長 坂井俊之から認可申請の唐津市営土地改良事業（さが農業農村振興整備区画整理）休場地区換地計画は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により適当であると決定した。

ついで、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年10月25日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 縦覧に供する書類
唐津市営土地改良事業（さが農業農村振興整備 区画整理）休場地区換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成18年10月26日から平成18年11月24日まで
- 3 縦覧の場所
唐津市役所

県営土地改良事業（ほ場整備 担い手育成型）兵庫北部地区の換地計画に基づき、平成18年9月29日同地区の換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、その旨を公告する。

平成18年10月25日

佐賀県知事 古 川 康

次の公印は、平成18年10月1日をもって登録しました。

平成18年10月25日

佐賀県知事 古川 康



一般専用公印

(佐賀県立病院好生館麻薬専用印)

○ 公安委員会事項

警備業法 (昭和47年法律第117号。以下「法」という。) 第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者について、次のとおり検定を実施します。

平成18年10月25日

佐賀県公安委員会

委員長 内田 健

1 検定の種別及び級の区分

交通誘導警備業務 2級

2 検定試験の日時及び場所

(1) 日時

平成19年 1月30日 (火曜日) 8時30分から16時30分まで

(2) 場所

ユースピアさが (佐賀市大和町大字久池井3227番地)

3 検定試験の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項に関すること。

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

佐賀県内に住所を有する者又は佐賀県外に住所を有する警備員で、佐賀県内の営業所に属しているもの

5 受検定員

30人 (予定。先着順とする。)

6 検定申請の手続

(1) 検定申請書の受付期間

平成18年12月12日 (火曜日) から平成18年12月22日 (金曜日) まで (土曜日及び日曜日を除く。)

(2) 検定申請書の提出先

住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課。ただし、郵送による検定申請は、受け付けません。

(3) 提出書類

ア 検定申請書

イ 申請者の住所地を疎明する書面又は申請者が警備員である場合には、当該営業所に属することを疎明する書面

ウ 写真2枚 (申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(4) 受検票の持参

検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定の当日に持参してください。

7 検定の手数料等

(1) 検定の手数料は、14,000円です。

(2) 手数料は、検定申請書の提出時に佐賀県収入証紙により納入してください。

(3) 手数料は、検定申請書受付後は、申請を取り消した場合又は検定試験を受けなかった場合でも返還しません。

8 その他

検定に際しては、筆記用具、印鑑及び実技試験時に使用する上履きを持参してください。

9 問い合わせ先

最寄りの警察署又は佐賀県警察本部生活安全企画課 (電話 代表0952-24-1111 内線3033又は3034)